

中間案に関するご意見を募集します

# 仙台市 道路事業方針 中間案

## 【概要版】

道路は、自動車や歩行者、自転車等の通行を担い、人や物資の輸送に必要不可欠な施設です。また、上下水道、電気、ガス、通信といったライフラインの収容施設としての役割のほか、事故や災害時には緊急車両の通路や人々の避難路になるなど、市民一人ひとりの暮らしを支える最も身近な社会資本のひとつです。

本市の道路事業は、平成24年度に策定した「仙台市道路事業方針」に基づき、東日本大震災からの復旧・復興をはじめとした様々な取り組みを行い、令和元年11月にはかさ上げ道路が開通するなど、着実に事業を推進してきました。

策定からまもなく9年が経過するなか、重大な交通事故発生を受けての全国的な更なる安全対策の必要性の高まり、激甚化・頻発化する自然災害に対する防災・減災の取り組み、そして、仙台市基本計画で示された2021年からの新たなまちづくりへの対応など、本市の道路事業をとりまく状況は大きく変化しています。

本事業方針は、こうした変化を踏まえ、今後の道路事業の基本方針と主な取り組みを示すものです。

令和3年1月

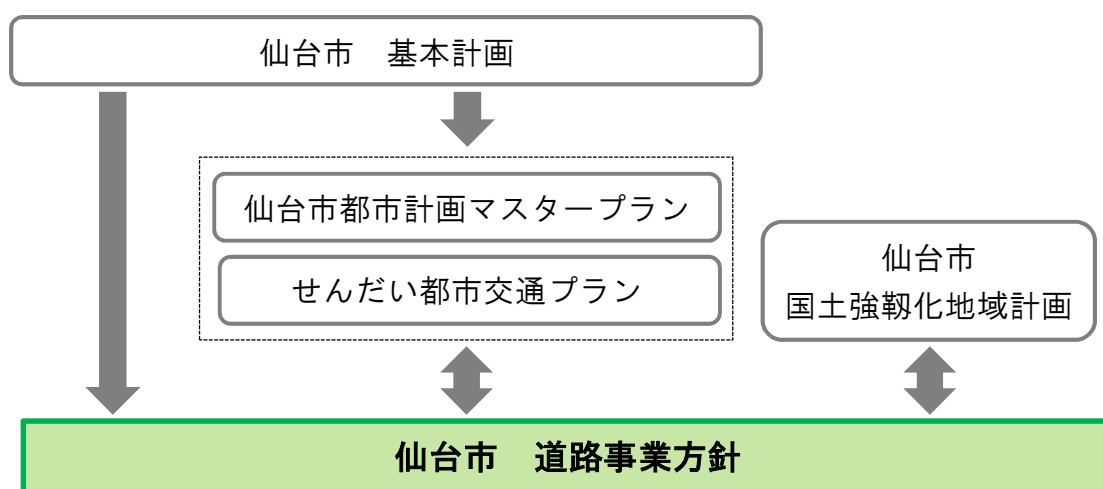
仙 台 市

## ■ 計画期間

本事業方針の計画期間は、仙台市基本計画に合わせ 2021 年度（令和 3 年度）から 2030 年度（令和 12 年度）までの 10 年間とします。

## ■ 位置付け

本事業方針は、仙台のまちづくりの指針である「仙台市基本計画」を上位計画とします。また、本市の都市計画の基本的な方針である「仙台市都市計画マスタープラン」や交通政策の指針である「せんだい都市交通プラン」、防災・減災に資する施策を総合的に示した「仙台市国土強靱化地域計画」を主な関連計画とし、その他道路に関する各種計画と連携を図ってまいります。



## ■ これまでの取り組み

前道路事業方針（平成 24 年度策定、平成 28 年度見直し）では、次の 5 つの方向性に基づき道路事業の取り組みを進めてきました。

- ①津波からの減災による東部地域の再生に資するみちづくり  
➡ かさ上げ道路・避難道路の整備完了
- ②すべての人が安全・安心に利用できるみちづくり  
➡ 防災対策・通学路の安全対策等の推進
- ③公共交通の利便性の向上を図り、利用を促進するみちづくり  
➡ 岩切駅自由通路等の整備完了
- ④交流・物流を支援し、地域経済の成長に資するみちづくり  
➡ 都市計画道路の整備推進
- ⑤杜の都にふさわしい美しい景観・街並みを形成するみちづくり  
➡ 青葉通（第Ⅰ期工区）の再整備完了

## ■ 本市の道路をとりまく状況と変化

道路事業に関係する本市をとりまく状況と変化や全国的な動向として、次のようなものがあげられます。

### 【仙台市をとりまく状況と変化】

- ◆ 道路に対する市民の関心の高さ
- ◆ 交通事故の件数及び死者数の減少
- ◆ 市都心部を中心に慢性的な渋滞
- ◆ 都市計画道路整備の着実な進捗
- ◆ 鉄道利用者数の増加
- ◆ せんだい都心再構築プロジェクトの発足
- ◆ 道路関係事業費の減少
- ◆ SDGs（持続可能な開発目標）の推進

### 【道路事業に関する全国的な動向】

- 子どもが犠牲となる痛ましい事故を受け、生活道路の更なる交通安全対策の推進
- 平常時・災害時を問わない安定的な輸送を確保するため、重要物流道路の指定及び機能強化等を行う制度が開始
- 自然災害による甚大な被害が生じていることから、国土強靱化の推進
- 台風による電柱被害を受け、防災対策としての無電柱化の推進

## ■ 基本方針

今後 10 年間ににおける道路事業の基本方針を次のとおり定めました。本市ではこの基本方針に基づき、様々な取り組みを推進することで、本市のまちづくりを支えていきます。

### 基本方針 1

### 安全で安心な暮らしを支えるみちづくり

市民の日常生活を支える道路において、更なる安全・安心を確保するとともに、道路のサービスレベルの維持・向上を図っていく必要があります。

市民が日常的に利用する道路の交通安全対策やバリアフリー化を進めるとともに、道路の維持管理を適切に行うことで、子どもや高齢者をはじめとした市民一人ひとりの安全で安心な暮らしを支えるみちづくりを進めます。

### 基本方針 2

### 魅力的で活力のある都市を支えるみちづくり

交流・物流を支える交通環境の形成や、鉄道を基軸とした公共交通体系のさらなる充実など、本市の新たなまちづくりを道路事業から支えていく必要があります。

広域的な道路ネットワークの整備や鉄道駅周辺の道路環境整備を進めるとともに、まちに賑わいをもたらす道路空間の利活用を行うことで、魅力的で活力のある都市を支えるみちづくりを進めます。

### 基本方針 3

### 持続可能で強靱な都市を支えるみちづくり

激甚化・頻発化する自然災害のリスクに備え、人や物の輸送を将来にわたって安定的に確保できる、災害に強い道路ネットワークの強化を図る必要があります。

緊急輸送道路をはじめとした道路の防災対策や機能強化を進めるとともに、防災・減災に資する無電柱化の推進や将来にわたって安定的な都市インフラを確保する道路施設の長寿命化を行うことで、持続可能で強靱な都市を支えるみちづくりを進めます。

## ■ 基本方針1 安全で安心なくらしを支えるみちづくり

### 施策1-① 生活道路の整備推進

市内の交通事故は減少傾向にあるものの、歩行中や自転車乗用中の死者数のおよそ半数は自宅近くの身近な道路で発生している状況です。

交通事故の被害に遭いやすい子どもや高齢者、障害者をはじめ、市民の安全を確保するため、地域の実情に応じて生活道路の交通安全対策や歩道整備等を進めます。

【生活道路のイメージ】



	道路の種類	整備方針
■	生活道路 (住宅地内の車道のみで構成されている道路など)	主に現道内において歩行者の安全性向上を目的とした整備を行う
■	地域の主要な生活道路 (2車線以上の道路やバス通りなど)	自動車・自転車・歩行者の利用状況に応じた課題に対する整備を行う

#### ● 主な取り組み

交通安全対策、歩道整備、自転車通行空間の整備、道路改良

### 施策1-② 道路のバリアフリー化

全ての人々が安全で快適に移動できるよう、「仙台市バリアフリー基本構想」に基づき道路のバリアフリー化を進めます。

#### ● 主な取り組み

歩行空間のバリアフリー化、街路樹の根上がり対策

【バリアフリー化の対策箇所の例】



### 施策1-③ 道路の維持管理

効率的かつ効果的な維持管理により道路のサービスレベルの維持・向上を図っていくため、日常的なパトロールの実施や市民協働の取り組みにより道路の維持管理を進めます。

#### ● 主な取り組み

道路パトロールの実施、道路不具合通報システムの運用、冬道対策の推進

【道路不具合通報システム】



## ■ 基本方針2 魅力的で活力のある都市を支えるみちづくり

### 施策 2-① 広域的な道路ネットワークの整備

骨格幹線道路をはじめとした都市計画道路の整備や、国道・県道及び慢性的な渋滞箇所の改良により、公共交通を中心とした交通体系の充実を図るとともに、交流・物流を支える広域的な道路ネットワークの形成を図ります。

#### ● 主な取り組み

都市計画道路の整備、国道・県道の整備、渋滞対策の実施

【幹線道路ネットワーク】



### 施策 2-② 鉄道駅周辺の道路環境整備

交通結節駅における交通機関相互の乗り継ぎ利便性を高め、公共交通体系の更なる充実を図っていくため、利用者が多い鉄道駅の周辺に昇降施設を整備するなど、鉄道駅周辺の道路環境の更なる向上を図ります。

#### ● 主な取り組み

仙台駅西口駅前広場の再整備、鉄道駅周辺の道路環境整備

【仙台駅西口駅前広場の再整備事業の概要】



### 施策 2-③ 道路空間利活用の推進

主に都市活力を生み出す都心部において、賑わいを創出し回遊性を高めるため、多様な主体との協働による道路空間の利活用や、道路空間の再構成を進めます。

#### ● 主な取り組み

道路空間の利活用、道路空間の再構成

【道路空間の利活用の例】



## ■ 基本方針3 持続可能で強靱な都市を支えるみちづくり

### 施策3-① 道路の防災・減災対策

大規模災害時においても人や物を安定的に輸送できる災害に強い道路ネットワークを確保していくため、緊急輸送道路をはじめとした道路の防災・減災対策を進めます。

#### ● 主な取り組み

緊急輸送道路等の機能強化、橋梁の耐震補強、道路の法面对策、路面下空洞調査による道路陥没の防止、道路の浸水対策

#### 【橋梁の耐震補強工事の例】



### 施策3-② 無電柱化の推進

令和2年3月に策定した「仙台市無電柱化推進計画」に基づき、災害に強く安全・安心な都市空間を形成するため、無電柱化を推進します。

#### ● 主な取り組み

無電柱化整備の推進、電柱・電線の新設抑制

#### 【無電柱化整備の例】



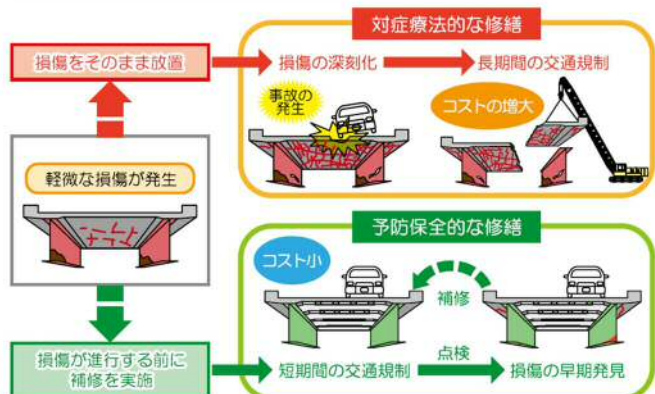
### 施策3-③ 道路施設の長寿命化

将来にわたって持続可能で信頼性の高い道路ネットワークを確保するため、各道路施設の長寿命化修繕計画に基づき、計画的かつ予防保全的な対策を行います。

#### ● 主な取り組み

道路施設の長寿命化

#### 【橋梁の予防保全対策のイメージ】



## ■ 道路事業の推進に関する施策

### 施策 1

### 関係者との連携

道路事業を進めていくためには、道路を利用する市民や関係事業者など、さまざまな関係者との連携が不可欠です。積極的に関係者との連携を進め、各施策を実施していきます。また、市民が知りたい情報にアクセスしやすい仕組みや、市民意見を反映しやすい環境づくりに積極的に取り組みます。

#### ● 主な取り組み

地域・市民との連携、関係事業者との連携、広報・広聴の充実

#### 【地域活動への参加の様子】



国分町地区安全・安心街づくり推進協議会の夜間パトロールへの参加

#### 【東北大学の研究機関との連携締結の様子】



東北大学と仙台市建設局において、社会資本（道路施設）の維持管理に関する連携・協力の協定を締結

### 施策 2

### 持続的な運営

道路事業費が減少するなか、引き続き道路事業を推進していくためには、健全な行財政基盤を維持することが必要です。また、建設業全体の持続性の確保や道路事業に携わる職員の力を最大限に活かすことが求められます。そのため、道路事業として適切な収入を確保する取り組みや、関係者・職員が働きやすい環境を整備する取り組みを実施していきます。

#### ● 主な取り組み

持続的な経営基盤の確保、建設業の持続性確保、職員の能力育成

#### 【歩道橋ネーミングライトのイメージ】



#### 【ドローンの技術研修会の様子】



## 仙台市道路事業方針（中間案）に対するご意見をお寄せください

市民の皆様からのご意見を募集しています。より良い内容としていくため、ぜひご意見をお寄せください。

### 募集期間

令和3年2月1日（月）～令和3年3月1日（月）【必着】

### ご意見の提出方法

中間案に対するご意見のほか、①住所、②氏名（団体の場合は①所在地、②名称・代表者の氏名）をご記入のうえ、下記のいずれかの方法でご提出ください。

- ▶郵送 〒980-8671 仙台市役所道路計画課（※郵便番号と宛名だけで届きます）
- ▶FAX 022-227-2614
- ▶Eメール ken010110@city.sendai.jp
- ▶電子申請フォーム（詳細はページ下部のホームページをご覧ください）

障害などの理由により、上記の提出方法によることが難しい場合は、可能な提出方法についてご相談ください。

### 資料の閲覧・配布場所

- ・ 全体版・概要版ともにページ下部のホームページよりご覧いただけます。
- ・ 次の場所で全体版の閲覧及び概要版の配布をしています。  
市役所本庁舎（1階市民のへや、市政情報センター、6階道路部入口）、  
宮城野区・若林区・太白区情報センター、各区役所及び総合支所の案内窓口

### 提出いただいたご意見の取扱い

- ・ 提出いただいたご意見は、個人が特定できない内容に編集し、ご意見に関する市の考え方と併せて、市ホームページで公表します。
- ・ いただいたご意見について個別の回答はいたしませんので、ご了承ください。
- ・ ご記入いただいた個人情報、本意見募集の目的の範囲内で利用し、それ以外の目的では利用いたしません。

### 【仙台市ホームページ】

- ホーム▶パブリックコメント▶仙台市道路事業方針（中間案）
- <https://www.city.sendai.jp/jigyokekaku/keikaku/dourojigyousin/chukanan.html>



### 仙台市道路事業方針（中間案） 【概要版】

令和3年1月

仙台市 建設局 道路部 道路計画課

〒980-8671 仙台市青葉区国分町三丁目7番1号

TEL：022-214-8374